

## 平成20年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

6番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。一般質問の通告書に従いまして本年度3月議会是一般会計及びほかの平成20年度会計予算ということで、最初に、平成20年度の一般会計予算、国民健康保険特別予算について質問いたします。

要旨は、予算計画を見ますと、国民健康保険への繰り出し金、この金額が一般会計から6,000万円となっておりますが、今後財政計画シミュレーションを見る中ではこの繰り出し金がどのようになるのか、ちょっと読めないところがありますので、現在、執行部としてどのように考えておられるか、繰り出し金についてお聞きをいたしたいと思います。

2番目といたしましては、今回約9本のいろんな補正予算上がっておりますけれども、昨日の質疑の折に一番大切だなということはお聞きいたしましたので、もう一つ、大きな金額が出ております平成19年度公共下水道事業会計補正予算の中で、要旨といたしまして、下水道事業会計の資本的支出の企業償還金が1億円増額として補正として提出されています。この厳しい財政状況の中で、補正として1億円の支出増をしたいとする補正予算の中身、いわゆる起債の償還ということですので、繰り上げ償還をされているということだと予測されますが、この繰り上げ償還をする根拠となる制度、経緯及び財源をどのようにされるのかということについて質問をいたしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 占部 義和君

それでは、一般会計、20年度の当初予算で国民健康保険特別会計への繰り出し金、この繰り出し金については、いわゆるルールに基づいた繰り出し金は別途あるわけですが、ご指摘の6,000万円につきましては、いわゆる国保会計の赤字補てん分として繰り出す金額でございます。

そこで、財政シミュレーション上、どう見込んどるのかということですので、昨年議会にもお示ししました財政シミュレーション上では、この赤字補てん分として、19、20年度の2年間は6,000万、それから、21から23年度の3年間は4,500万、それから、24年度から28年度の5年間は3,000万を繰り出す計画にしております。段階的に引き下げていこうと

いう、これはどういうことかと申しますと、国民健康保険特別会計の中において医療費の削減であるとか、場合によっては国保税の税率の見直しであるとか、そういう自助努力をやっていただいて一般会計から繰り出す金額については、この程度におさめていただきたいと、そういう趣旨でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

上下水道課長。

**○上下水道課長 鶴原 光芳君**

2点目の項目、今回の補正予算の件でございますけれども、議員おっしゃられましたとおり、今回の補正の主な内容につきましては起債の繰り上げ償還というものでございます。この制度につきましては、国の方で徹底した総人件費等の削減を内容とする財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に平成19年度から21年度までの3カ年間、臨時特例措置として、平成4年5月までに借りた起債について金利5%以上のもののうち総額5兆円規模で公的資金の繰りかえ運用を許可するという制度でございます。今回いろいろ条件ございますけれども、下水道事業で借りております起債関係がこれに該当したということで、この分を一括返済することによりまして金利等の軽減が図れるということで、今回補正をさせていただいております。

この事務の流れでございますけれども、平成19年の8月に総務省の方から償還の実施要綱の通知がっております。そして、10月に公営企業健全化計画を福岡財務支局及び県の地方課の方に提出いたしまして、翌月、11月にその内諾を得ました。ことしの2月に償還の承認通知を受けました。そういう関係で、3月の補正にこれを計上しておるということでございます。この財源につきましては、下水道会計の内部留保資金をもって充てておるということでございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 6番 今井 保利君**

それでは、最初の方の国民健康保険に関する質問の中から、先ほど財政の方からの関係で、21年から23年が4,500万で、それ以降については、28年度までは3,000万ということで、いわゆる繰り出し金を落としていくという形になってるということですが、実質そういうことをいたしますと、国保の加入者にそれが反映されて、国保加入者の保険料が上昇するのではないかと。仮にこの6,000万は、まだことし6,000万いただけるということですので、来年度、もし4,500万という計画になったとき、現在、芦屋町の国民健康保険加入者、加入し

ておる方の保険料がどのくらい上がるのかということは想定つきますでしょうか、ちょっとお答えを願います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

国保財政の制度の仕組みからいたしますと、一般会計からの6,000万円が減少すれば、ほかに財源はありませんので、基本的には国保税で賄うこととなりますが、6,000万円が4,500万円になった場合の差額分の1,500万円につきましては、平成18年度の国保税の決算額が4億3,153万円でございますので、被保険者1人当たりになりますと、平均で3.48%に相当します。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうすると、現在まだシミュレーション状態、決定されたわけではないんですけれども、4,500万に、もし来年度なれば町民1人当たり3.48%上昇するということが理解できます。同時に、国民健康保険というのは医療費の負担をしてるわけですから、新聞等で見ますと、医療費が年々高騰している現状があります。医療費が年々上昇しているということは、この繰り出し金とは別に保険料の上昇にも反映されてくることになるんでしょうか、そこについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

国保財政では病院にかかった医療費のうち自己負担分、原則3割でございますが、これを除いた部分、約5割が公費負担となります。残りの5割は国保税、一般会計からの繰入金、国からの財政安定化支援金などで賄うことになっております。したがって、医療費が上昇すれば、国保税も上昇することになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうしますと、当然芦屋町の国民健康保険の担当としては医療費を削減しないと、町民の保険料は下がらないということに直結すると思います。実際的に医療費削減のために町としてどのような施策、方策をとっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

まず、2カ月ごとに各世帯に医療費の通知をいたしております。それから、集団健診で、住民健診を実施しております。それから、広報誌、パンフレットなどで重複受診などをしないよう呼びかけております。それから、平成20年度からは特定健診、特定保健指導をスタートさせ、健康対策課と連携しながら医療費削減に取り組むこととしております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

よくわかりましたけど、いずれにしましても、医療費削減については相当の力をもってやっていかないと、今財政的にも縮小するかもしれないという計画もある中で、医療費が高騰してるということは実際新聞等を見れば皆さんよくご存じなことだと、これが結果的には、先ほどの3.48%と言われた上昇にプラスされていくわけですから、町民1人当たりの額がどんどんふえていくという結果になります。

さらに、国民健康保険というのは応能応益ということで、収入に応じて実質的に払わなきゃいけない。国民健康保険の多くの方は自営業とか第1次産業の方とか、いろいろおられますけど、60歳になって定年になれば、ここにおる我々も含めてみんなが加入していく保険なわけです。60歳を超えて、65歳を超えた方で年金生活をしている。だけど、年金生活じゃ生活できないから、少しでも生活の足しにということでアルバイトなり、仕事をしていく段階において収入を上げていくと、応能応益割というのは実際的には自分の生活費のために、生活費を稼ぐためにやるんですけれども、実際的にそこで稼いでいくと、結果的に保険料が応能応益型だと上がっちゃうと、国民年金ですか、年金でもらってるお金なんか逆に吹き飛んでしまうという現象があるというふうに私聞いておるんですけど、その辺の応能応益割というのはどのように働いたときに対応されていくのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

芦屋町の国保税の課税システムでございますが、応能割と応益割、大体ほぼ半々程度で一応課税される仕組みになっております。応能割といたしまして、所得割、資産割でございます。応益割といたしまして、平等割、均等割でございます。以上の4方式で一応課税されるシステムになっております。したがって、所得がふえればその分、国保税もふえるということになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

芦屋町だけに限ったことではないので、ここで私が声を大にして言うことはないと思いますけど、実質的に国民健康保険というのは60歳を超えて、少し年金出る方もいるし、65歳からは国民年金の方は皆さん、全員国民に対して出るわけです。少し働いたら、100万、200万の収入を上げようと思って上げたら、逆に言うと、保険料60万、70万ふえたんです。実質、差額的にはもう何のために働いているかわかってないというふうになってる。この現実には皆さん方、60歳超えてる皆さん、65歳超えればもっとわかってくる。逆に働かなくて年金だけ、例えば、国民年金で70何万という年間最高額をもらってて、何もしない方がおもしろいことに国民健康保険弱者救済ということで、保険料ほとんど払わなくていいように、働けば働くほど、何のために働いているのか、国民健康保険を払うために働いてるんじゃないかというのが、きょうまでの現実です。

さらに、ここで大きな保険制度の変化が出てきます。その一つが、ここ二、三年前から出ておる介護保険、これは65歳以上になればすべての国民が国民健康保険料以外に介護保険の支払いが必要になってくる。今まで話したのと別に65歳になったら、また払わなきゃいけないということになると、介護保険料というのは年額どのくらいになっているのか、遠賀郡の場合は、教えていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

健康対策課長。

○健康対策課長 竹野 正己君

お答えします。

遠賀郡内では福岡県介護保険広域連合というのがありまして、その中で3つのグループに分かれております。その中で、芦屋町の場合はちょっと若干中段の位でして、一番多い方で11万9,000円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今まで言いました国民健康保険以外に介護保険が11万、最大ですけど、かかってくる、非常に大きな負担です。これに加えて来月からは後期高齢者保険が加わってきます。これは議会冒頭に川上議員がご質問になられましたけど、国民健康保険、それから、介護保険、それに今度はプ

ラスして75歳以上になれば後期高齢者保険、これを払わなきゃいけない。これは年金からの天引きです。それを払えないと保険証をとられる、大変な事態です。ここで75歳以上になれば、今度は後期高齢者保険の支払いが必要ということですが、現時点で保険料を年額どのぐらいになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

年金収入が79万円の基礎年金のみの方の場合につきましては7割軽減が適用されると、保険料は1万5,280円でございます。最高限度が50万円となっております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

先ほどから私もお話してますように、いわゆる最低限の79万円だけだったら年間1万円、いわゆる低所得者、年金生活者だけ、非常に優遇されてるんですけど、実際今言われた最大50万、平均して月5万円ですよ。これが75歳の人から年金から5万円取られるんですよ、来月。それに加えて介護保険も取られる。プラス国民健康保険は、芦屋町は補助率を下げようとしている。私はやはり以上のことを聞いてますと、国民保険料というのは医療費、いろいろな条件で町民の負担、これはどんどん上昇していく傾向、大変な事態だと、さらに追い打ちをかけて、今言いました介護保険、後期高齢者保険料が75歳以上の弱者にかかってきます。

このような状況で、本当に町として町民の暮らしに一番大切な命をつなぐというような国民保険料の繰り出しを下げることによって保険料が上がっていくというのは、やはりここでは再考すべきではないかと、もう一度検討し直して、町民の、本当にお年寄りの立場に立って検討する、これが我々議会、それから、執行部に課せられた一つの条件ではないかと思うんですけど、その辺もう一度再検討すべきではないかと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

この件につきましては議会にもご説明し、承認を受けております行政改革の中の集中改革プラン、これの大きな7番目の自主性・自立性の高い財政運営の確保、その⑤自主財源確保の推進、これの8番目の項目で国民健康保険税の見直しというのが上がっております。これの1項目としましては、「国民健康保険事業は、毎年の医療費の増加に対し、税収の伸び悩みや国からの補助金の減少などにより、赤字運営となっており、一般会計から補てんを行っている。国の医療制度

の改正などを踏まえて、国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の見直しの検討を行い、事業の運営安定化を図る」ということが決定されておるわけです。このプランでいきますと、21年度の税率改正に向けて20年度は検討の期間であろうかと思えます。

それで、仮に今財政シミュレーション上はこのような金額を想定しておるわけですが、いいやそうじゃないよと、現行の6,000万を維持しなさいというようなことでありますと、このプラン自体の見直しにも影響してきます。

それから、4,500万との差、1,500万、3,000万との差、3,000万、ではどこから出すんだと、皆さん方からいただいた税金から回すとするならば、いわゆるサラリーマン、我々公務員もそうですけど、政府管掌保険、市町村共済保険、これの医療保険に加入しております、そこの保険経理が悪化すれば、当然掛金なり、支払いというのがふえてまいります。サラリーマンはそうした引き上げで、残った分で税金を納めておる、その税金の一部が国保世帯の軽減のために使われる、これは本当にそういうサラリーマンの理解が得られるのかどうか、この辺は非常に疑問が残る点であろうと思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 6番 今井 保利君**

そうですね、おっしゃられるとおり、シミュレーション上では年間3,000万、月たった300万だと、私は逆に言いたい。それで、お年寄りの人たちを守りましょうよ。それが我々議会と執行部の役目でしょうと。ぜひこれは6,000万をもっとふやせということを実は私は言いたいんです。といいますのは、年間50万の後期高齢者、だれも払いませんよ、お金ない人。どうやって払うんですか、7万円——5万円かな、今国民年金5万円ぐらいしかないんですよ。大変なことです。

ですから、ぜひ我々が議会と執行部、もう一回、汗かきましょよ、3,000万円のために。どこかで捻出しましょうよ。そして、町民のために頑張ろうと思います。どうですか、検討だけでもしていただけないでしょうか、もう一度、再度お願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 占部 義和君**

財政シミュレーションは毎年見直して議会に提示し、それに承認というか、了解をいただいて進めていこうと、これは以前から方針は変わっておりません。

したがって、次の質問にも関連するんですけども、ことしの当然財政シミュレーションのやり

かえは行います、見直しは。当然20年度から、昨年の19年度からことしの見直しにおいては20年度ということになってきます。

そこで、19年度と20年度で若干変わってる要素が確かにあります。ありますが、その辺を盛り込んでも、果たしてこの辺の赤字補てんの額をどう推移させていくのかというのはやはり議論の余地があると思います。執行部内で詰めまして、議会にご提示したいと、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

どうもありがとうございます。ぜひ執行部で詰めて、3,000万のことで命つなぐということの大命題です。町民の命です。65歳以上、大変なことです。生活できません。病院にも行けないんです。保険証がなかったら。ぜひよろしく願いいたします。私も国民健康保険の審議委員会の一員としまして、1年間かけてしっかり財政の安定というものを念頭に置きながら、医療費の軽減のために一生懸命頑張りますので、この3,000万を落とさないように、ぜひ6,000万堅持をお願いいたしまして、最初の項目の質問を終わります。

それでは、2項目めの下水道会計における起債の繰り上げ償還ということでご説明、今受けまして、政府の方で借入れが平成4年ですか、15年以上経過した年利5%以上の公的資金についての地方全体で5兆円ということの償還になるために、本年度1億円を出して、その根拠は内部留保金をやるということでご説明を受けました。

それでは、今回国の方から対象となった起債の元金及び利子の金額を年ごとに償還金額、ちょっとわかりましたら説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

今回対象となりました元金というのは、平成19年度償還分で約1億700万円、20年度償還分で約1億1,300万円、21年度償還分で約1億6,900万円ございます。これの合計は約3億9,000万になりますが、これを繰り上げ償還しないでそのまま、今までどおり元金を償還していくとした場合には、20年度で約6,800万、21年度で5,140万円、22年度で約4,770万、全部で10本の起債が対象になっておりますけれども、これの最終償還年度というのが平成33年度というふうになっております。23年度から33年度まで、平均で言いますと約2,460万円の元金の償還があるということでございます。



次に、これに伴います利子でございますけれども、20年度で約2,530万円の支払い、21年度で2,200万円、22年度で1,860万円の支払いが生じまして、これも同じく平成33年度までの利子の支払いがあります。これを23年度から33年度までの平均で言いますと、約780万円の支払い利子が生じるということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今元金と利子の支払いが平成33年度、長いことになるものを3億9,000万をここで、3年間で返すというふうに説明を受けました。じゃそこを早めた場合、実質的に町に対する効果がどのくらい出るものか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

今回認められたのは、平成19年度分ということでございます。20年、21年につきましては、まだ承認というのはいたできておりませんが、当方で予定しておりますこの金額、先ほど言いました金額が認められたということで想定いたしますと、19年度で約1,580万円、それから、20年度で約4,870万円、21年度で約6,030万円、これ合計しますと約1億2,490万円の利子を支払わなくて済むということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ここでじゃ償還を早めたら1億以上の金が出てくるということで、非常にいい償還システムです。

しかし、ちょっと逆に償還早めた場合、今後発生すると予測された償還金に対する交付税措置が対象にはならないのではないかと思いますけど、その場合は逆に交付税がなくなれば、交付税部分が減収となるということも普通考えられますけども、この交付税の影響はどのようなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

実は我々もこの話が19年の8月、先ほど上下水道課長申しましたように、そういう繰り上げ償還してもいいよという通知が来たときに、じゃそれは確かに町にとっては有利なんだけれども、交付税措置があるじゃないか、今のまんま返していけば。じゃこれが繰り上げ償還することによって、後の交付税措置一切見ませんよ、あるいは当時の起債ですと、交付税措置50%ありました。

だから、今回2億なり、3億をぼんと返したときに1億、その半分は交付税としてバックしてくれるんだろうかと、そういう非常に危惧しておりました。地方課に問い合わせても、はっきりした結論が出ないという状況でありましたけれども、実は20年の1月25日付で、総務省の自治財政局交付税課から文書が届きました。これには「補償金免除、繰り上げ償還を行う各地方債の元利償還金に係る普通交付税措置については、繰り上げ償還財源のための借換債の発行の有無を問わず、繰り上げ償還前の各地方債の元利償還金に基づき、基準財政需要額に算入する」と明記してあります。

したがって、交付税での影響はございません。そればかりか、繰り上げ償還することによって不要となります利子、さっき上下水道課長申しました。実際に払わないにもかかわらず払ったという想定で、その半分は交付税でバックが来ると、非常に有利な制度であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ちょっと聞いてびっくりするようないい制度なんですけれども、元金を先に返しても、後から交付税措置がある。交付税の部分がどのくらいになるかというのはこの後、来年、再来年度、決定されないとわからないと思います。芦屋町にとっては億以上のお金がきちんとこれプラスになってくるだろうと。ぜひこのお金を有効に使うようによろしくお願いします。

それでは、戻ります。よくわかりました。

19年度補正で1億何がしで、約1億出てるわけですね。これは内部留保金ということで、先ほど課長から説明がありました。この内部留保というのは緊急的な災害、例えば、天災なんかが起こったり、下水道がどっかで破裂したとか、下水道の配管壊れたとかいうための、対応目的のための内部留保金を流用してるんじゃないかと思うんです。もし、この1億円を出すとすれば、緊急時の下水道修理費、来年度以降、内部留保だけでは大変なことだと思いますけど、この辺についてはどのように対応するのか、ご説明願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

上下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

今回19年度は内部留保金で1億ほど使わせていただきますが、これを使ったとした場合で、今年度末の内部留保資金というのが約2億5,000万程度というふうに見込んでおります。これ通常の運転資金といたしますか、いろんな支払い部分の関係がありますので、ある程度そういう金額も確保しとかなないといけないし、議員ご指摘のように、災害等発生した場合の対応ということ考えた場合にある程度の金額は確保しとかなないといけないということがあると思います。

ただ、ここ近年で一つの例で申し上げますと、山鹿の方で陥没事故等が発生いたしました。これは非常に大きな事故だったと思いますけれども、金額的に約4,000万程度のお金がかかったというふうに聞いております。

ですから、当面の運転資金、それから、その程度の——その程度という言い方はおかしいですけども、山鹿の陥没事故等の工事に対する金額であれば2億5,000万程度、今持っておりますので、その中で何とかやれるのかなというふうに思います。

ただ、天災といたしますか、大きな地震とかあって、根本的に幹線あたりが全部やられたよといった場合には、当然のことながらうちの下水道会計の方では対応できませんので、そのときはやはり一般会計の方に相談するということになるかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

よくわかりました。それでは、内部留保、それでも2億5,000万あるから、何とか資金的には回っていくんじゃないかということですね。大きな天災がないことを祈る限りです。

それでは、今さっき言われました20年度、21年度が1億3,000万、1億6,000万、うまくこのまま話がいけば早期償還をするということですけども、ここの1億はわかりましたけど、20年度、21年度、もしそうなった場合、償還金、約2億9,000万ですか、2億9,000万ぐらいになるんですね。その2億9,000万のもし決まった場合の財源はどのように資金調達されるのか、今お考えがあればご説明願います。

○議長 横尾 武志君

下水道課長。

○上下水道課長 鶴原 光芳君

議員も先ほどからおっしゃっていただいておりますように、今回の制度というのは非常に有利なものですから、ぜひともこれは活用しなければならないと考えています。たまたま19年度に

つきましては一応内部留保金で対応させていただいておりますが、先ほど言いましたように、下水道会計の方から絞り出すということは、これ以上は無理かなというふうには思っております。そうした場合に一般会計からもらえないとなれば、市中金融機関等からの借り入れというのも一つの方法として考えられるというふうに思いますけども、借りた場合に当然のことながら利子のまた支払い等が発生するということです。

ですから、そういうものも含めて、また、ほかの方法もないのか、今後少し時間ありますので、財政当局と協議を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 6番 今井 保利君**

今言いました2億9,000万について、財政当局の方としては何かここは一般会計から出せないかというものは、2億9,000万、非常に大きなものですから、実質的にどのように考えておられるのか、ありましたらご説明願います。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 占部 義和君**

現在の財政シミュレーション、財政計画上では、この繰り上げ償還金の分について一般会計から下水道事業会計へ出すという計画は反映しておりません。昨年このシミュレーションをつくったときには、こういう繰り上げ償還があるというのがちょっと想定できてなかったし、確たるものがなかったわけですので、反映しておりません。

しかしながら、先ほど上下水道課長申しましたように、この繰り上げ償還は非常に有利な措置でございますので、将来の金利負担を考えれば、町にとって得策であるということは、これはもう間違いないことです。

また、一般会計にとりましても、今後繰り上げ償還を行うことによって、将来の元利償還金なくなるわけですから、現在、一般会計が下水道事業会計に元利償還金の一部として補助しとる、これらの経費も当然繰り上げ償還した分についてはゼロになってくる。

そこで、財政シミュレーション上、幾らかの余剰が当然出てきます。じゃ繰り上げ償還財源をどのように調達するのかということですけども、幾つか方法はあろうかと思っております。

まず、先ほど上下水道課長言いました下水道事業会計で低利な資金への借りかえ、これが5%とか以上の高い金利の時代に借りた分で、現在、仮に市中銀行で借りますと1.何%とか、そういった率でございますので、そこで借りかえることによって、当然利率分の差額の分は効果が

あると。

それから、一般会計から元金の分を用立てようという場合には、全庁的な資金、一般会計とか特別会計の基金、こういったものもありますし、全庁的な資金の繰り替え運用、こういったもので捻出できるかというのはちょっと検討したいと思ってます。

いずれにしましても、今後よく協議した上で、そういうきちとした方針が出ましたならば、なおかつ財政シミュレーション上に反映できますれば、その辺も反映してご説明したいと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 6番 今井 保利君**

私も財政シミュレーション、今回の中で、このお金が出るということ、よく見ましたけど、一般会計の中からの捻出というのは、先ほども1,500万の国民健康保険でも大変だということでご返事があったのでわかります。一般会計から無理だと、では、市中から、どっかから借りかえるか、これも億のお金を借りるとするのは非常に難しい、結局パーセント、幾らか払っていかなくちゃいけない。慎重にその辺は協議していただきたいし、それから、最後にもありました一般会計以外の特別会計も含めてということになりますと、確かに余剰があるところの特別会計ありますけど、この借入れ、一時借入れにしましても、慎重に対応をお願いいたしたいと思えます。

いずれにしても、企業会計から出すということについては、ぜひ事前にきちとした話をする中でやらないと、私はもう目算として企業会計かなと思ってるわけですけど、企業会計から出す場合には相当、当該年度、当年に利益を出した分を返してもらって、一般会計に入れる、これは法的に認められていますから、年度を超えて、決算を超えて借り入れるとなると、結果的にはそこには利子は発生しますから、慎重なる、いいことなんです。下水道会計、返すことは1億、それプラス交付税、いいことなので、ぜひこの財源についてはよろしく検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

## 平成20年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。一般質問をいたします。

まず第1に、町職員の倫理条例の制定の問題について伺います。

芦屋町では、町職員の倫理規定は地方公務員法により規律を求めてまいりました。しかし、今回町職員と建設業者が逮捕されるという談合事件が起こり、癒着が明らかになりました。職員の職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、より厳しい対応をもって、町民の町政に対する信頼を確保することが求められています。一切の談合体質を排除し、公正な職務を行うために町職員倫理条例を制定することが必要と思いますが、どう考えるのか伺います。

2点目に、教育問題について伺います。

芦屋町では、芦屋東小学校と芦屋中学校に児童生徒支援加配教員を1名ずつ配置しています。この支援加配教員はどのような目的で配置されているのかを伺います。

最後に、乳幼児医療制度について伺います。

福岡県は、2月20日に2008年度一般会計予算案を発表しました。予算案には乳幼児医療、重度障害者医療、母子家庭等医療の制度見直しが含まれています。乳幼児医療の就学前までの拡充を初め、新たに父子家庭や精神障がい者にも対象とするなど、県民の要望にこたえた改善面もありますが、全体として寡婦医療の廃止を初め、新たな住民負担や所得制限の導入で、最も弱者と言われている障がい者や母子家庭などに対し負担を押しつけるものとなっています。

そこで、次の点を伺います。

第1に、乳幼児の通院助成対象年齢を現行の「3歳未満」から「就学前」までに引き上げることとなりましたが、芦屋町でも就学前まで拡充する考えはあるのでしょうか伺います。

第2に、本年度、芦屋町が県の制度に上乘せして独自に助成する金額は幾らになるのか伺います。

第3に、就学前まで乳幼児医療費を無料にするのに芦屋町の負担は幾ら必要なのか伺います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、1点目の町職員倫理条例につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、職員の倫理、服務に関しましては、地方公務員法第6条6節、「服務」でいろいろ定められております。第30条で、「服務の根本基準」として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれを専念しなければならない」、また、33条「信用失墜行為の禁止」、34条「秘密を守る義務」、その他もろもろきちんとした服務規律を定められておるところでございます。

しかしながら、今回のこういった事件を受けまして、さらに厳しく倫理観を高める制度を構築する必要があるということを感じておるところでございます。こういったことが二度と起こらないように早急に職員が服務の遂行上、あるいは私生活において、特に利害関係者と接触する場合のガイドライン等を十分に検討した上で条例化を行い、住民の方々の疑惑や不信を招くことがないように制度化を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

学務課長。

**○学務課長 富永 秋則君**

2点目の教育問題の件でございますが、芦屋東小学校と芦屋中学校に児童生徒支援加配教員を配置しているが、その目的はということでございますが、芦屋町にありまして議員言われますとおり、芦屋東小学校並びに中学校に1名ずつ国庫負担教員を1名ずつ定数外で配置を、配当させていただいております。これは国、県からの配当でございます。この加配制度は、当該学校の全体教育にかかわる支援体制を組織化して、学習指導、生徒指導、進路指導の3つの観点から、その学校の教育支援を充実していくことを目的として加配されているものです。芦屋町にありましても、国、県の指導のもとで、目的に沿った教育活動を行っているところでございます。

以上で回答を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

住民課長。

**○住民課長 中西 学君**

乳幼児医療制度についてお答えをいたします。

要旨1点の県の単独公費医療制度改革案により、当町も就学前まで拡充する考えはあるのかとお尋ねでございますが、県の公費医療制度改革につきましては、マスコミ先行で報道され、県から正式に市町村に説明されたのが2月の下旬のことでした。これから県議会で審議され、3月末に市町村に具体的な説明会が実施されることになっております。乳幼児の医療費補助につきましては、従来から県の事業にのっかって、県、2分の1、町、2分の1の負担で実施してまいりま

したが、これからもそういう方向になるのではないかと考えております。

要旨2番目の今年度、当町が県の制度に上乘せして独自に助成する金額についてでございますが、5歳未満まで通院費を補助、町単独で拡大しておりますが、その部分の経費が約935万円でございます。

それから、要旨3番目の就学前まで乳幼児医療費を無料にするのに当町の負担は幾ら必要となるのかということでございますが、現制度での町の実質負担額は約1,985万円ほどです。県の制度改革に伴い、町の負担が減る部分とふえる部分とがございますが、負担減の要素としましては、法律改正による就学前までの自己負担割合が3割から2割になること、定額負担制になることです。負担増の要素としましては、対象年齢が5歳未満から就学前まで拡大されることです。これらが実質どの程度の負担になるのか、現段階では把握いたしておりません。これから検討していくことになると思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

それでは、職員倫理条例の問題から伺います。

今後ガイドラインを作成して検討し、制度化に努めるという方向で、前向きにこれを検討するというご答弁であります。ぜひそういった方向で実現をしていただきたいというふうに思っております。同じように、官製談合、汚職、こういった事件が起こった行橋市、大木町、こういったところではやはり今度政治倫理条例、また、職員倫理条例、こういったことを制定していくという方向で動いています。

県内を見ますと、2003年の時点では職員倫理条例を制定してる市町村が福岡市、中間市、大牟田市、大川市、それから、柳川市、あと苜田町、椎田町、（ ）、こういった、5市4町村、これは今合併したところもありますけど、一応こういったところが制定をしております。その後、平成19年の9月には宗像市が政治倫理条例と市職員倫理条例、これを制定しているということで、新たに大木町、行橋市を含めて3自治体が県内でも制定できているということです。

職員のこういった業者との対応、これを具体的にどうするかということを書いているということで、苜田町では、職員が入札に参加しようとする事業者とは職務外の交際を行ってはならない、こういったことを規定していますし、みやこ町でも、職員が利害関係者から供応接待を受けることや一緒に飲食、ゴルフ、旅行に行ってはならない、こういった問題を規定しております。

それで、私は、先ほど言いました大牟田市の職員倫理条例、規則、こういったものを見たわけ



なんですけど、この規則を見ますと、まず第1点目に、「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」ということで、「政治の奉仕者であることを自覚し、不断に倫理の高揚に務める」、また、「職務や地位を私的利益のために用いてはならない」「職務に利害のある者からの贈与を受けるなど、不信や疑惑を招く行為をしてはならない」、こういったふうな遵守すべき処遇を明確にし、そして、「職員の責務」として、「公正な職務の遂行を損なう行為を求める要求があった場合、その要求を拒否しなければならない」、これは「拒否義務」です。「公正な職務の遂行を行う情報や公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を提供してはならない」、「守秘義務」としてのつてます。また、「職員と利害関係者との行為の制限」という中で、私はこういったことが本当にこれから芦屋町の職員にもこの条例が必要ではないかと思う。具体的にこういった方とどういったつき合いをするのか、それを規則の中で掲げてる。

まず、「利害関係者」として、「職員が職務として携わる次に掲げる事務の相手方」ということで、「許認可等、補助金等の交付、立入検査・監査、不利益処分、行政指導、事業の発達・改善及び調整、契約、入札」という、この8つの業務を上げて、こういったことを利害関係者として対応しなさいということを明記してますし、また、「利害関係者との間では行ってはならないこと（禁止行為）」も具体的に、「金銭・物品・不動産の贈与を受けること」、これには、「せんべつや祝儀、香典、供花等含む」、また、「金銭の貸付を受けること。無償で物品・不動産の貸付を受けること。無償で役務の提供を受けること。未公開株式を譲り受けること。私的な利益のために有利な情報の提供を受けること。供応接待を受けること。飲食、遊技、ゴルフ、旅行をすること。利害関係者を保証人として金銭の借り入れ・不動産の賃借等を行うこと。」など具体的に行ってはならない行為を文書化してます。

そしてまた、町職員として町民、業者、そういったときに対応する場合に可能な行為、相手が利害関係であっても可能な行為ということで、こういったこともちゃんと文書化して明確にし、「広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。職務で、かつ多数の者が出席する立食パーティーやその他の簡素な飲食が提供される会合に出席し、飲食物の提供及び記念品の贈与を受けること」、また、職務で出席した会議においても、「簡素な飲食物等の提供を受け、ともに飲食すること」、これも一定の金額、例えば、1,500円とか、そういったところもみてます。また、深夜に「自己の費用を負担して、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際に簡素な飲食をする」、こういった場合でも1,500円以上の会食をしてはならないという、こういったことも含めて可能な行為を明確にいたしております。

そういった点で、私はこういったことをちゃんと明文化して、町職員に対して知らしめる、そして、それを守らせる、こういったことが必要だと思いますし、何よりも町職員の倫理条例は町職員を縛るだけではなく、「市民等の責務」ということで、「市民等は、職員に対し、公正な職

務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない」という業者や住民に対しても、町職員にこういったことをしてはならないということを明確にうたっています。そういった点では今度の談合事件を再び起こしてはならないという、こういった立場に立つなら、当然私はやはり芦屋町でも町職員倫理条例を制定することが必要と思います。

きょうの朝の辻本議員の質疑の中でも、入札の制度改革について触れられてましたが、確かに一般競争の入札の拡大、また、電子入札の拡大、総合評価方式の拡充、また、情報公開、それと同時に、地域産業の育成と公正な競争、こういったことを今後委員会の中で論議、また、協議、研究されて、再び談合が起こることのない、そういった制度をつくると思いますが、私は何よりも今度の事件の中で明らかになったように、談合という点では、行政、職員、議会、住民の中にある一切の談合体質を断固として排除するという、こういった決意に立つことが、まず談合を防止することの前提となるというふうに思います。

そういった点では、その第一歩として芦屋町では制定されていない町職員条例をつくること、これがやはり本当に不可欠なことだと思いますが、そういった点では町長にその点をお伺いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

今、川上議員が語るお話されました。それから、担当の課長が答弁いたしましたけれども、今回のいわゆる職員による不祥事につきまして、非常に住民の方々に対しましては町政の信頼を著しく損なったということで、非常に執行部一同、職員一同、非常に反省に至っておるわけでございます。その一環といたしまして、今、川上議員のご質問にありますように、町職員の倫理条例というのは、これは速やかに制定するというふうにする準備をしております。

そして、中身につきましては、今、川上議員からのご紹介ありましたように、いろんな市町の条例があると思います。そういうことを参考にさせていただきまして、よりよい中身のある職員倫理条例の制定に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

ぜひいろんな進んだところの条例を参考にしながら、芦屋町でも談合体質を排除する、そういった内容の町職員倫理条例を制定していただきたいと思います。

それと、1点、先ほどの入札制度の問題ですけど、辻本議員からも言われましたけど、一般競

争入札を行うということと、それと、地域産業の育成と公正な競争という、こういった点では、これは、二律背反的ではないかという、そういった見方もあると思います。

ただ、しかし、やはり地場の業者をどう育成するかということは、やっぱりこれは町にとっては大切な問題です。そういった点では、今全国的に見ればいろんな研究や調査がされてますが、やはり単なる一般競争入札ではなくて、やはり地場産業を育成するという立場から条件つき一般競争入札、そういった部分を調査されて、地場産業の育成にも努めてもらいたいというふうに思います。

それと、確かにこの条例を作成することには談合体質の排除のまず第一歩という大きな力になります。

ただ、これを作成したらからといって、本当にこれが実際にちゃんと運用されているのか、守られているか、そういった点を検証しなければ、やはり「絵に描いた餅」になるというふうに思います。

そういった点では今言われているコンプライアンス制度、これが必要になってきます。今多くの自治体の中で、自治体コンプライアンス制度、こういったものを導入または研究してます。コンプライアンスというのは、先ほども言ったように法令遵守のことであり、そのための意識と体制の確立を求める考え方です。行政に対してすぐれた職員を有する住民による行政型オンブズマンパーソン条例、また、内部告発者保護の公益通報制度、弁護士や公認会計士による包括外部監査、また、これとは反対に職員みずからが自立的に行う内部監査制度、こういったものを多くの自治体で研究されてますし、実践されてます。

それと、職員倫理条例、また、議員の政治倫理条例、こういった部分の強化も必要ですし、行政情報公開制度という点では、芦屋町には情報公開条例がありますが、これも制定した年数が古くて、十分な実効性を持ってない、そういった欠点を持っています。そういった点は改定して強めていくこと、そういったことが望まれています。確かにこういったいろんなことを小さな町ですべてのことを取り組むということはなかなか大変なことと思いますが、やはり法令、条例遵守を規定している行政としての姿勢を示すことが町民との信頼関係を築く上で大切なことと思います。

そういった点では、このようなコンプライアンス制度、こういったことも今後検討、実践していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 嵐 保徳君**

確かにおっしゃるとおりに条例をつくるのがすべてということではございません。最終的にはこれをどうコンプライアンス、守っていくかというのは町民の問題でもありますし、当然これ

はいろんな住民の方々、以外の方々等すべてかかわってまいります。

ただ、今こういう条例をつくります、そうした中で、確かにいろんな各地で取り組みがされております。いろんな地域事情だとか、そういうこともございますので、その中でいろいろ検討を重ねまして、芦屋町にとってどれが一番いいのかということをごきちんとして、当然これは皆様方にも日々透明性を高めるために情報開示いたしまして、二度とこのようなことがないような、そういう芦屋町にとってよりよい制度をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

それで、当面やはり今回町職員倫理条例を策定するという方向の中で、先ほど言いましたコンプライアンスの立場から虚偽報告に対する罰則規定、不正の内部告発の奨励、告発者の保護等、こういったことを町職員倫理条例の中に盛り込むことができます。そういった点では、こういったものも含めて検討していただきたいというふうに思っております。

それと、最も重要なことで、こういったコンプライアンスを包括する立場から、さらにまちづくりの基本原理や行政の基本部分などを定めた自治体の憲法である自治基本条例、これも芦屋町でも制定が必要と思いますが、こういった自治基本条例の現状は考え方はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

企画課長。

**○企画課長 鶴原 洋一君**

当町では、ことしの4月1日から住民参画まちづくり条例を施行いたします。これは積極的な情報の開示によりまして住民の皆様方の意見をよりよく聞き、その上でよりよいまちづくり、それから、住民の皆さんの参画によりましてまちづくりを推進していこうという条例でございます。基本的にこの条例を策定するいろんな会合、過程では、自治基本条例なるものについても議論をしてきております。

したがって、この条例につきましては条例のちょっと第何条か忘れましたが、10条か11条だと思っておりますが、4年を超えない範囲でこの条例を発展的に見直すという条文もございますので、その中で今後検討されるものと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひこの事件をきっかけに、そういった自治基本条例の制定も急いでいただきたいというふうに思います。この談合事件が起こりまして、大変町民の方もショック受けてますし、私たち議員も本当にショック受けてるんですけど、私、先日インターネットでそういったことを検索してましたら、田川の市会議員のブログで、芦屋町の談合事件ということで行き当たりました。

田川の市会議員が自分のブログで、芦屋町の起こった談合事件について詳しく新聞記事とか、そういった部分を載せて書いてるんですけど、その中で見ますと、この事件によって芦屋町のイメージが大きく損なわれていると、そういったふうなことが書かれています。当然田川市でも高い入札率であるので、これはやっぱり入札改革を進めなきゃいけないというふうに書いてるんですけど、こういったふうはこの事件によって芦屋町のそういった問題が全国に情報として発信されているという、そういったリアルに、そういった点を私たちは見らにやいけんというふうに思いますし、何よりもこの事件によってやっぱり多くの町民が心を痛めてるという、そういったことがやっぱり一番問題だと思います。

私も町民といろいろ対話をしますが、その中ではやっぱりこの間の談合問題、また、競艇問題、また、商店街の疲弊の問題、また、集中改革プランによる住民犠牲の構造改革路線、こういったことで、町民が芦屋町に対しての不信といいますか、そういったものを抱いているということが十分にあります。本当に芦屋町は本当にどうなったんだと、こういった声が聞かれます。そういった点では、私たちは1万6,000人の住民の思いに心を寄せ、本当に芦屋町に住んでよかったと、こういったまちづくりをしていかなければならないというふうに私もつくづく思っています。

そういった点では、議会の責任が問われると思いますし、また、何よりも町長の政治姿勢、こういったものが大きく問われてくると思います。そういった点では町長の今後の所見または決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

職員倫理条例から大きな話になってきたわけですが、一昨日にも施政方針で述べさせていただきました。この件につきましては何度もおわび申し上げておりますように、この件で再発防止をするために職務精励し、職員一丸となってやるというふうにお話しておるわけですが、

それから、町長の姿勢ということでございますが、マニフェストを掲げておりますので、その辺につきまして肅々とそのことについては実行に移していきたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひやはり町政に対する町民の信頼、これを回復するためにあらゆる手段をとることをしていただきたいと、そういうふうに思います。そういった点を申しまして、この質問を終わります。

続きまして、加配教員の問題について伺います。

先ほど答弁がございましたように、この加配教員の配置の目的、これは平成14年の4月の1日、文部科学省中等教育局財務課長通達という通知ということで、「児童生徒支援加配は、学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合」と明確に定めております。この中には、3項では、「従来の同和加配とは異なり地域を限定して加配するものではない」というふうに、そういったことが明文、うたってます。

私、議会事務局を通して、そういった加配教員の校外出張がどのようになっているのかということ資料請求いたしました。教育委員会の方から回答をいただきまして、平成19年11月16日時点で287回の芦屋中学校、芦屋東小学校の支援加配教員及びこれは支援部員という、そういった13名の教師、これの配置、校外出張が記録をいただきました。この287回の出張先団体を見ますと、おおむね目的に沿ったもの、つまり、特別支援教育とか、不登校、いじめ、就学指導、家庭訪問、こういったものに使われるということで、適正なものとなっております。

しかしながら、一部に不適正な団体の出張が行われているんじゃないかというふうに私は思います。これは部落解放同盟、部落解放全九州研究集会、また、県人権同和教育協議会、県人権同和教育研究協議会学習会とか、また、九州地区県労協、これの九州地区人権同和加配夏期講座、こういったところに合計10回、配置された趣旨とは無関係な外部運動研究団体への校外出張行われています。

この県人権同和教育協議会、県同協という組織は、教員派遣の違法性が問われた、いわゆる県同協裁判では、これは判決が最高裁で確定してますけど、派遣先である県同協は、「同和問題の運動団体の一つである解放同盟の関係者が常時副会長の一人に就任し、その解放同盟福岡県連合会と事業の共済等連携を図っており、教育の中立性の要請から、研修の適正に疑念を生じさせる」というふうに指摘してます。こういったふうに教育の中立性に疑念がある団体に派遣すること、これはやっぱり今後はやめるべきと思いますが、ご見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけども、私どもにありましては加配ということで、あくまでも定数外で私どもはまいりたいという大きな流れの中で、私どもはこういった加配の定数外の先生をいつでも、1人でも多くというふうな思いで、こういう政治的なものを私どもは獲得しとると私どもは思っております。

川上議員が言われました点でございますけれども、校外活動、こういったところの分野でございます。私どもとしましては、県や国の指導に基づきながらこういった活動を行っていきます。また、行っております。私どもが、先ほど言われました特定団体とか、そういったところもあります。言われましたけれども、私どもは、県や国の指導を受けながらこういったことをやっております。特に、県、福岡県教育委員会が主催するもの、ほか北九州教育事務所が主催する研修会、学習会、こういったものを研修することによって各教員が資質を上げて、人権教育も含めながら技量を高めていただく、そのことによって子どもたちが成長していくというふうに私どもは常日ごろから考えております。そういったことで、私どもは、県や国の指導の中で、今後ともそういう活動をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

先ほど言ったように特別支援教育とか、不登校、いじめ、そういったことや就学指導とか、家庭訪問とか、こういった国の指導、そういったものに沿ってる部分というのは当然いいことですし、私は基本的には加配教員はやはり必要でもあるし、これからもやっぱりずっと維持していかなければならないというふうに思います。

そういった点からも、この目的に合っていないような出張をやっていたら、県の方からは取り消されるようなこともあるんじゃないかと、そういった点で、すべてがいけんというんじゃないんですよ。おおむね適正なんですけど、10回程ぐらいのそういった民間団体という、教育委員会とか、県教育委員会とか、そういったところとは関係ないところに行っておるとところが改めるべきではないですかということ言ってるんですよ。

県、国の通達に従ってますということ言われてましたけど、平成19年3月28日に福岡県教育委員会教育長が教育関係団体を通じた業務等のサービス管理についてということの通知が来てます。これは教育委員会に来てると思います。この中では、「教職員が、各地区人権・同和教育研究協議会等教育関係団体を通じて情報収集等の業務に従事する場合には、学校教育活動との関連

性を明確にしつつ、適正なサービス管理をお願いしてきたところです。しかし、本年度、複数の学校のサービス整理諸帳簿等を確認したところ、一部の出張用務に係る団体業務への従事とも受け取れるような記載や、特定教育による校務担当者会議等への過度の出張など、サービス上整理を要する問題が見受けられたところ」というふうに言われているんです。だから、県の教育委員会もやっぱりちゃんとそういった目的外の使用をしてはいけませんよということを言ってるわけなんですよ。

だから、これに違反すると、県の通達では、やはり3月28日の教員加配数の活用等についてということで、「なお、加配配置校に対しては、これまで以上に詳細な活用状況調査を実施することとしており、本通知による取組が行われていない場合や活用の状況によっては、翌年度の配置は行わないこととなりますので申し添えます」というふうにやっぱり言ってるんです。

ですから、私は、こういったことにならないためにも、こういった少数の、10回程度のある不適切と思われるようなところに配置することはやめた方がいいのではないですかということと言ってるんです。こういった通知、これは教育委員会としては周知してることでしょか。

**○議長 横尾 武志君**

学務課長。

**○学務課長 富永 秋則君**

19年の3月の28日の文書につきましては、私どももちろん承知いたしております。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

それで、学習指導に関することというので、それと、生徒指導、進路指導に関すること、この中にいろいろなどういったものがそういうふうになるのかというのが書いてあります。「児童生徒の学力の調査・分析、習熟度別指導への参加」、それから、「円滑な学級経営が困難な場合の援助活動」、また、「就職活動の支援」、いろいろなことが具体的に書いてあります。この中に人権教育に使用していいというふうには書いてありません。

そういった点ではやはりこういったことから適用外のことをやってるので、やはりこれは早急に改めていただいて、今後はそういったところの配置をやっぱり行わないという、そういったこととしていただきたいと思います。そうしないと、やはり教育の中立性からも問題ありますし、今後目的外の使用は加配、今後は配置をしないという、そういった方向になると思います。

確かにこれは町の教育委員会の責任というよりも、私は県の教育委員会に大きな問題があると思います。もともと国はそういったことに使用してはならないということを使いながら、県の教育委員会が各市町村の教育委員会に人権同和問題に使いなさいといった指導を今までできて、



去年になってから、急にそれはならないというふうなことを言ってきたという、そこに大きな問題点があると思います。教育行政はくるくるくる目の色が変わるようなことを行う県の教育委員会に問題があると思いますけど、ただ、法的にはそういったものに使用してはならないとなつるので、今後はぜひそういった立場で配置、派遣を中止するよう強く要求して、この問題について私の質問を終わります。

続きまして、乳幼児医療の問題について伺います。

現在、福岡県内で就学前まで通院を助成している自治体、これは北九州市、福岡市、宗像市、福津市、宮若市、水巻町、二丈町、香春町、福智町、苅田町、みやこ町、築上町、こういったふうに12市町村あるという、人口から見れば、北九州市、福岡市があるということで、福岡県内の過半数を超えてる状況です。

全国的に見れば、就学前までに助成する自治体は通院の場合、2000年には全国の自治体の10%ぐらいでしたけど、2006年には70%になっています。東京23区では、中学生まで医療費の無料化、こういうことを独自にやっておりますし、神奈川県では、入院については中学生卒業まで助成を行っています。

そういった点では、福岡県は県レベルで見ても、全国で最低のランクになっているのが今の現状です。そういったことから、今回改定されることになったというふうに思いますけど、県下で一番高い水準を助成しているのは宮若市で、通院、入院とも就学前まで自己負担なし、所得制限なし、それから、自己負担については現物給付という、こういったことを行っています。

先ほども言われましたように、今度の県議会で、県は県内全市町村と協議して、10月から実施する方針となっております。そういった点では、県内いろんな自治体がやはり就学前までの助成を行うことが考えられます。そういった点では芦屋町も当然これはすべきではないでしょうか、先ほど検討するというようなニュアンスでしたけど、やるという方向でいいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

従来、今までは県の制度にのっかって乳幼児医療費の補助を進めてきましたので、当然そういう方向になるものと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひそういった方向で実現することが望ましいというふうに思っています。先ほども1回目の質問で言いましたが、今回の乳幼児医療の改定案というのは助成対象を就学前まで拡充するだろ

うと、改善された部分もありますけど、3歳以上の入院、児童手当に準じた所得制限のボーダーライン、こういったこともなる方向です。こうなりますと、夫婦に子ども2人、年収780万円の世帯では、この助成の対象外となって、現行より負担がふえるという問題が起きてきます。こういった方々が所得制限で助成できない方々というのは、世帯では約1割の方がこういった状況になるんじゃないかというふうに思っています。

また、自己負担が今までは初診料のみであったもの、これ680円から日にちとか、時間帯によって1,270円までいろいろ違うわけなんですけど、これが1日500円になったのはいいんですけど、1カ月の上限として7回、7日まで、つまり3,500円負担することになるという、だから、今までより負担が、今まで680円だったのが3,500円になるという、こういった負担増になってくるものもあります。やはり私はこういった今までの制度より水準が下がる人、そういったところにはやはり支援することが必要となってくるというふうに思っております。

そこで、もう一点お聞きしますけど、今回の県の拡充方針と、また、国が保険の8割給付の対象年齢を就学前まで拡充するので、そうすると、このことによって町の負担が減ってくるというふうに思いますが、それがどのくらいになるのか、わかりましたら教えてください。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

3割が2割負担になることによって、確かに町の負担は減になります。

ただ、それが幾らになるかというのは、現段階では把握いたしておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

具体的にどのくらいになるという、わからないと言われてますが、これも一定の財源は必要になってくるということは事実であります。

それと、1回目の質問の中で、最初の答弁で、町が独自に助成した金額というのが935万円というふうに言われました。そういった財源と先ほど言った国が2割負担するということで負担が減る分、こういったものを財源として県の改定により負担増の影響を受ける方々、今言った自己負担の初診料の問題、また、児童手当に準じる保険の問題、そういった人たちに対する助成を行うことが必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

さらに、県の制度に上乘せして、町で補助をとということでございます。これにつきましては県の制度になってどの程度の町の負担になるのか、また、今まで現行制度で930万程度の負担をしておいて、それがどの程度になるのか、そのあたりは今から試算をしていって、ある程度方向づけ、それを決めていかなければならないのではないかと考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

2月の30日の新聞に苅田町が小中の医療費無料化をやるという記事が出てました。苅田町は、29日、18年度途中からの医療費の原則無料化を小中学生にまで広げると発表した。現在は、乳幼児が原則無料、相次ぐ企業進出により、従業員の定住促進をねらった独自施策、小中学生まで無料にする自治体は県内初、同町は現在、乳幼児医療費についてゼロ歳児は全額、4歳以上の就学前までは初診料と往診料を除いて公費で負担しているが、子育て支援対策の一環として独自に無料対象を小中学生にも広げる。10月からの実施を見込み、半年分の予算として約3,800万円を18年度当初予算に計上したとあります。

苅田町の地方交付税不交付団体であり、これはやっぱりなかなか無理だと思いますけど、これもやはり県が今度こういった方針を出した中で、一定今まで自分たちが出していた部分が県が負担してくれて浮くから、それに財源をのせて、こういった部分を出していけるんだというふうに思うんですよ。

ですから、やはり同じように水巻町は芦屋町より水準の高い部分というのも当然いろんな独自の上乗せ対策とかをもって、そういった負担がふえる人とか、そういった方々に独自サービスをつくっていくというような考えであります。そういった点がきょう午前中に言われてましたように、定住対策、少子化対策、これにもつながる問題だと思いますので、やはりぜひ芦屋町でも、財源は先ほど言いましたように930万とさっき言って、今度また新たに出る部分が、具体的には数字としては出ませんが、一定の部分が出てくると思います。そういったものを使いながらやれば、新たな財源を持ち出してするわけではないんですから、ぜひそういったことも考えていただきたいと思いますが、この問題については町長に、それについてどういうふうに考えるか、伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員はよくお調べになられており、職員よりもよく知ってるのではないかと聞いております。課長の答弁ありましたように、これはマスコミが先行しておりまして、今福岡県議会

で議会中でありまして、ひょっとすればこれ議会で、こういうことはないでしょうけど、否決されるかもわからないし、修正されるかもわからないという現状であります。もし、可決されたとしても10月から実施ということになりまして、いろいろそういうふうには可決されるということであれば、それは、速やかに県と同じように県レベルでやるということをございます。そのやり方につきましては遠賀郡四町担当者会議等々で諮っていかれるものと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

ぜひ芦屋町、財政的にも大変厳しいですけど、こういった本当に将来に明るくなっていく、そういった施策を努力して、実現させていただきたいと思えます。

最後に、今子育てをする若い世代の中では不安定雇用が増加し、収入が少ないことや長時間過密労働など労働条件も悪くなっており、子育ての困難が広がっています。病気の時ぐらいお金の心配なく、子どもを病院に連れていきたいという願いはますます強くなっています。子どもは病気にかかりやすく、重症化することも多いために早期発見、早期治療が何よりも大切であり、少子化対策、子育て支援にとっても、医療費の無料化は大きな力となります。若い人の定住促進にもなります。今日、問題となっている人口増加対策にぜひとも必要なものです。芦屋町での実現を強く求めるものです。

そして、最後に、今回の医療費助成制度改定案には、乳幼児医療の拡充や重度心身障がい者医療、父子家庭医療など住民の強い要望にこたえた改善案ではありますが、全体としては寡婦医療の廃止を初め、新たな自己負担や所得制限の導入で、最も弱いと言われている障がい者や母子家庭に負担を押しつける、こういった内容となっています。10月の実施に向けてよりよい公費医療制度になるよう住民と一緒に奮闘することを申しまして、この問題については終わります。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。